

○東京工業大学オープンファシリティセンター共用設備等他大学等学生
年間パスポート制度実施規程

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人東京工業大学（以下「本学」という。）において、本学の身分を持たない他大学等学生に、本学オープンファシリティセンター（以下「センター」という。）における共用設備等（以下「共用設備等」という。）のセルフ利用を可能とする年間パスポート制度の実施に関し、必要な事項を定めるものである。

2 他大学等学生の共用設備等の利用については、この規程に別段の定めがあるもののほか、国立大学法人東京工業大学オープンファシリティセンター共用設備等の利用に関する規程（令和3年4月28日OFC規程第4号。以下「利用規程」という。）の定めるところによる。

(目的)

第2条 東京工業大学オープンファシリティセンター共用設備等他大学等学生年間パスポート（以下「パスポート」という。）制度は、本学が、他大学等学生に共用設備等のセルフ利用ため必要となるパスポートを発行することによって研究設備利用の門戸を開くことにより、多様な形態で協働し、かつ、双方の知の融合によって社会に役立つ新しい価値を創造することを目的とする。

(定義)

第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 他大学等 日本国内に設置されている本学以外の大学（大学院，短期大学を含む。）、高等専門学校及び省庁大学校をいう。

二 学生 他大学等の身分を持ち、かつ、指導教員の指導の下、研究活動を行っている者をいう。

三 セルフ利用 パスポートを所持する他大学等学生が、オープンファシリティセンター職員の指導の下で共用設備等を直接操作することをいう。

(発行手続)

第4条 他大学等学生の指導教員（以下「指導教員」という。）は、当該他大学等学生へのパスポートの発行を希望する場合は、所定の申請書により申し込むものとする。

2 オープンファシリティセンター長（以下「センター長」という。）は、前項の申込みがあったときは、パスポート発行の可否を決定し、指導教員及び他大学等学生に通知するものとする。

(発行条件)

第5条 パスポートを申請する際、他大学等学生は、所属機関において学生教育研究災害傷害保険（学研災）及び学研災付帯賠償責任保険（学研賠）又は

これらに類する保険としてセンター長が認める保険に加入していなければならない。

(年会費)

第6条 パスポート発行の通知を受けた指導教員は、所定の期日までにパスポートの年会費（以下「年会費」という。）を本学に納付しなくてはならない。

2 年会費は、36,000円(消費税込)とし、有効期間途中の申請であっても同額とする。

3 既納の年会費は、返還しない。

(有効期間)

第7条 パスポートの有効期間は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(許可される活動)

第8条 パスポートを所持する他大学等学生は、共用設備等をセルフ利用することができる。

(利用料金の納付)

第9条 パスポートを所持する他大学等学生が共用設備等を利用した際、指導教員は、センターの各部門が別途定める利用料金表に従い、利用料金を所定の期日までに本学に納付しなくてはならない。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。